別紙様式第14号（第105条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）

［１・２　略］

［１～５　略］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　［略］

⑵　貸出金関係

①　［略］

②　媒介

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第83条第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑶・⑷　略］

別紙様式第14号（第105条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［１～５　同左］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　［同左］

⑵　貸出金関係

①　［同左］

②　媒介

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第83条第３号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑶・⑷　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業から除かれるもの） **第十六条**　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十　略］ 十一　法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ　当該匿名組合契約の相手方になろうとする者が他の匿名組合契約の営業者であって、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行	（金融商品取引業から除かれるもの） **第十六条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　［同上］ イ　当該匿名組合契約の相手方になろうとする者が他の匿名組合契約の営業者であって、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる